

## 平成29年度第5回（第6回）八尾市環境審議会 会議録

- 日 時 平成29年9月26日（火）午後5時00分～午後7時00分
- 場 所 八尾市立中小企業サポートセンター 多目的室
- 出席委員 翁長委員、曾和委員、鍋島委員、西村委員、花田委員、清原委員、中辻委員、山口委員、松本委員、山川委員
- 所管部長 植島経済環境部長
- 事務局 経済環境部環境保全課  
岩井課長、鎌尾課長補佐、亀村課長補佐、小山係長、武藤係長、松本係長、橋本係長、鈴木副主査
- 傍聴者 なし
- 議事
  - 1 開会
  - 2 審議
  - 3 閉会
- 配布資料
  - 資料1：公害防止協定の見直しについて
  - 資料2：「八尾市公害防止条例の見直しについて」（答申）（案）
  - 資料3：現行条例と改正素案との比較
- 議事の概要及び発言の趣旨
  - 1 開会  
  
会長 ただいまから第6回八尾市環境審議会を「開会」いたします。  
本日、審議いただく案件は、市長から諮問のありました「八尾市公害防止条例等の見直しについて」であります。
  - 2 審議

会長            それでは、今回の配付しております資料と本日審議をいただく内容について、事務局より説明してください。

事務局            それではご説明申し上げます。

(資料1に基づき説明)

会長            ありがとうございます。ただ今の事務局からの説明について、ご意見、ご質問等はありませんか。

委員            ちょっとお聞きします。改正案では①と②の環境創造協定と環境保全対策協定があり、①だけを結ぶ事業所と、①と②の両方の協定を結ぶ事業所があるイメージで、ということだったと思うんですけども、②だけというのはありえないということなんですか。

事務局            そうですね、①の方が総論的な内容で、その中で個別の分については別途協定を締結するという形で、もう一つ環境保全対策協定を結んでいただくという形で考えているんですけども。②だけというのは、今のところ想定はしていません。

委員            そうですね。どちらかという②がこれまでであるような公害防止協定に近いですね。①というのはもっと積極的な姿勢で結ぶものという感じがするわけですけども、可能性として両方、①と②のどちらかだけを結ぶ、というのがありそうな気がしたのでお聞きしました。

事務局            ②というのは具体的な項目、大気とか水質とか騒音振動の具体的な基準値であったり、こういう測定をして定期的に報告しますよという形で別途結ぶことを考えていて、①がベースになると考え、こういう形で書かせていただいております。そうですね、考え方によっては①と②を別個に分けるということもありうると思いますので、そこは今後、制度のあり方を詰めていく中で再度検討したいと思います。

事務局            基本的に②と申しますのは、既存の公害防止協定というところで、例えば面積的には1, 000㎡以上ですとか、比較的大きな事業者さんを想定しております。それで、②を締結するのは比較的大きな事業所さんになるので、自動的にという言い方が正しいかわからないですけども、

①もお声掛けをさせていただければ締結させていただきますという風なことでご理解を得られやすいかなと思うんですけども、会長がおっしゃられましたように、②だけというケースも想定はできようかと思います。公害防止に関しては非常に頑張りますということであってもですね、地域貢献とか地球温暖化とか、ちょっとまだ我々はそういうレベルではないという事業者さんがおられましたら、②だけということも考えられますので、考慮させていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

委員           ①の環境創造協定も②の環境保全対策協定も一種のモデル、標準形が作られると思うんです。そしてやっぱり協定のメリットは相手方企業の努力次第では標準形をもう少し修正するような形の項目を付け加えたり、数値をもう少し厳しくしたりとか、そういうのが大体のイメージかなと。それでその標準形がどういうものになるかというのがもう少し明らかになるとイメージが進みやすいのかなというのが一つの感想です。それから名称で「保全対策協定」というのは、少しその場しのぎ的な感じがするので、もう「環境保全協定」でいいかなという気がします。語感の問題です。そうすると条例上は「環境の保全に関する協定」となっているので、「環境の保全等に関する協定」と大きくくくるのであれば、この「環境創造協定」も環境の保全、あるいは「環境の保全と創造に関する協定」でもいいですけど、語感の問題なんですけれども。

会長           他にご意見、ご質問等ございますか。

委員           教えていただきたいのですが、改正前の市条例に基づく公害防止協定についても、環境の保全に関する協定の一つとして活かすこととします、とございます。こういうことが可能なかどうか、改正前の市条例に基づく公害防止協定の扱いといいますか、それが活きているのか。新しいものを作ると大抵そこまでで廃案になるようなイメージがあるのですが、これが可能なのかということをお教えいただけますでしょうか。

事務局        そうですね。他の自治体にも聞きましたけれども、ほとんど移行したけれども一部残っていて、それも活かした状態であり、今も並列みたいな形になっているというのを聞きました。本当に可能なのかは法規担当とも相談する必要がありますけれども、基本的には大きな環境の保全に関する協定という中で新しいもの2つと、既存の分は、そのまま従前の例によるみたいなことができればと思っております、新しい協定への移行について

お声かけはしていくんですけども、そういうイメージで考えております。

委員 可能であれば構わないのですが。

事務局 ありがとうございます。

事務局 我々がっております従来の許可制度というのが、その当時、始まった以降を新設工場という扱いにして、従前のものを既設工場という考え方をしておりますので、この協定につきましても、新たなものと従来からのものとの棲み分けを、先ほど申しましたように法規担当とも調整しながらさせていただきます。従来の工場に対しましてもプレート等の配布をしております、そのあたりの加減もございますので、できましたら活かしていきたいと考えてございます。

委員 内容的には従来の公害防止協定の雛形が環境保全協定の雛形に大体なっていくんですよ。そういうイメージでよろしいですか。ちょっと内容が変わるとかありますか。

事務局 内容を追加するような形になると思います。対策になってくるので、大気であったり、水質であったり、悪臭であったりとか、その中から選択していただくような形です。すべて該当する事業者さんもあれば、一部しか該当しないところもあります。そういうイメージで考えております。

事務局 前回ご説明させていただきましたように、現状の協定の主たる部分は、音の基準がプラスされているというところがございます、中には大気、水質も規定されているものがあるんですけども、大半が音の規定でございます。そこを先ほど申しました選択、この工場さんにはこういった基準を当てていこう、追加していこうというような形で、私たちはこういった形で頑張りますといった協定の姿にしていきたいと思っております。

会長 他にご意見、ご質問等ありますでしょうか。

事務局 1点だけこちらの方から、公害防止協定の締結の勧告ですね、既存の65条のところになりますが、こちらの方は削除しようということで今考えております。新しい前向きな協定を作るに伴って、こういう市からの事業者への勧告といった規定はなくした方がいいのではないかとこのことを中

で話しております、削除することで今動いております。

委員 協定は、いつまでとかそういう期限はないんですか。

事務局 現行、そういう規定はございません。

委員 普通の契約でしたら、更新とかそういうのがあるけれどそういうのはないのですか。

事務局 期間を設けてはいるけれども、申出がなければそのまま継続すると書いている例もあります。その辺は少し参考にしながら検討したいと思います。

委員 そうですね。やはり協定する内容が時代の変化とともに変わっていく可能性があって、むしろそういうのを柔軟に取り入れることができるのも協定のいいところですよ。なので、1回作ったらもうそれずっと同じ内容でいくというのも、そして機械的に何年で更新というのもおかしいような気もするので、運用の面でそういうできるだけ新しい内容を取り入れていくという、先ほどの話でしたら公害防止協定の内容をもうちょっと広げた環境保全協定に誘導していくとか、いくつか方向性を、協定を作る運用の方針をできるだけ持つようにしたらどうかと思います。

事務局 今おっしゃっていただいておりますように、前回ですね、報告でありますとか、工場様の現在の状況を確認されてはどうかという意見をいただいております。その中で、協定にそぐわない部分が出ているとか、さらに頑張っているのかななどを逆に申告いただく中で、新たな協定を再締結するというような形も考えられると思います。条項上は、理念の履行にはなるんですけど、実運用の中で日々進化するじゃないですけども、そういった形の新たなものを作っていけるようなそういう名称を、創造といいますか、そんな協定にしていけたらと思っております。

事務局 現行の公害防止協定につきましては、騒音についてですけども、上乗せの基準をかけているというところがございます。今ここにもお示しのとおり、大気とか水質についてもおそらくは、関わっている排出基準の上乗せであるとかいうことになってこようかと思っております。その時に、今後法改正等々によりまして基準が厳しくなるということも十分考えられますので、その辺は今ご意見頂戴しましたように柔軟に修正できるような形を設けて

おいた方が良くと思いますので、考慮させていただきます。ありがとうございます。

会長 他にご意見ございますでしょうか。それでは次に進めてよろしいでしょうか。よろしくお願いします。

事務局 (資料2に基づき説明)

会長 ありがとうございます。ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

委員 1つ言葉遣いですが、「おわりに」のところの3行目に「現在及び未来の」、とあります。他の場所では「現在及び将来の」という言葉が使われていました。例えば(11)のところとか、他にもあったかもしれないです。未来というと相当先のことのような感じはしますけれども。

事務局 そうですね、条例には「将来」で入れる予定ですので、「将来」に統一した方がいいですね。

会長 ご意見ありましたらお願いします。

委員 各規制項目それぞれの内容を綴ってありますけど、結構、これらの規定の創設を検討するとか、あり方を検討するとか、新たな規定の創設を検討するとか、いろいろ書いてあります。この辺で全体的に八尾市の実態を見て、優先的にできるような表現ができるのかどうか、そういうことは考えておられるんですか。同時並行進行ということですか。

事務局 これまで今日を含め6回ご審議いただいている中で、我々の方からこういったそれぞれの項目を出させていただいたんですけども、そのすべてをこの答申の中では網羅したいと考えておまして、この項目におけますこれにつきましてはすべて、改正後の条例に盛り込みたいと考えてございます。どれかを優先ということではなく、すべての項目につきまして、検討して新たなものを創設していくという形で考えてございます。

委員 実態の変化に合わせてどれかをまた取り組んでいくと、そういう形になるんですかね。同時に結論というのはできるんですか。同時に検討するこ

ととありますけれども、これからも検討の余地があるわけですね。

事務局 先ほどご説明させていただきましたように、この答申の案のですね、3番の11項目につきましては、この答申の意見を踏まえた中で条例改正をやっていこうと考えておりますので、この11の中でどれをやってどれをやらないということではなくて、11をすべてやっていくという風にご理解いただけたら結構かと思えます。よろしく願いいたします。

委員 分かりました。みんな採用ということですね。

会長 ここに書かれたことはすべて次の資料3で、こうやるんだということを書いてあります。

委員 そうですか。

事務局 答申を踏まえた現状の案となっております。

事務局 ですから諮問させていただきました内容につきまして、こういった点が今の現行条例では、ということで数々の点を挙げさせていただいた中で、逆にこの答申の中で少しこの部分を追加して、公害防止条例の改正に加えてはどうかということを追記していただくのか、ここですべて審議いただいた内容も含めまして、できている、ということであれば、こういった方向を持ちまして答申を作成させていただけたらと考えてございます。

委員 この審議会では、答申案のカッコ書きについてはもう少し立ち入った、具体的な議論をしているわけですがけれども、答申案そのものについてはこういう基本的な方向と、あとその項目を示したという形になっているわけですね。それで、あまり細かい数値をこの中に入れても我々判断がなかなかできないので、これでいいかなと。私は読んでうまくまとめられているなというのが1つの感想です。それから先ほどのご意見との関係で言えば、おそらくここに書いてある中で今後の課題として残るのは環境影響評価制度の条例化というのが1つ出ているのと、後、生活環境紛争処理条例ですかね。これも少し考えに出ているので、これはおそらく今度の改正、生活環境保全条例なんかには直接出てこない、別立てで作る話なので、今後の課題として残っているのかなという理解をしています。

事務局           我々も見直しにあたっての（４）で環境影響評価について挙げさせていただいております、中核市移行も踏まえた中でやはり産廃業務等々が我々の主になっていくと。その中で今までの従来の公害防止条例の中にも影響評価制度というのは規定がございましたが、その部分を含めた中で新たなものを立てていくと、表に出して制定していきたいというのもございます。また、先ほど委員がおっしゃっていただきました生活紛争につきましては、公害防止条例が改正された後にですね、この公害防止条例に沿ったその紛争制度の在り方等もございますので、改めまして検討させていただけたらと思っております。

委員               公害監視員制度のことですが、私は平成４年から８年まで、その当時は公害監視員という名前ではなくて、いろんな規制をするということではなくて、もっと環境に対して配慮するような環境学習とかを進めていきたいと思いますということ、市民意識の向上という形をもって、環境ライフデザイナーというようなことをされたんです。その時に応募させていただいて、いろいろな活動にも行きました。その後もう少し続いたと思うんですが、平成２１年ごろにはそういう名称ではなかったのかもしれませんが、この、「２１年度以降休止中」、というところで、この公害監視員制度がどういう風に変遷してきたのかを少し簡単に言っていただけると嬉しいです。

事務局           公害監視員制度というのは、過去いろんな八尾市内の公害、水質汚濁とか大気汚染とか、細かいところでは水路が少し汚れていたりとかいうのもあれば、市民さんから報告をいただいてそれに対して市が動いていくという形で行っていたと思います。それで、先ほどおっしゃっていただいた環境ライフデザイナーとかですね、それから市民環境推進員という名称で公害監視員を兼ねるという形で動いていた経緯があるんですけども。２１年度に公害の状況も一定落ち着いてきたであろうということもあって、その活動としては休止という形になって現在に至っています。

事務局           当初の目的が、市の職員だけでは八尾市内全域を監視できないということもございまして、そういった監視員制度を設けることによって、ここでこういった公害が起きているということを把握することでした。ただ、法令整備等にもより、ある一定公害は改善されまして、住みやすい町になってきたと。そうした時に今度は逆にどういう方法で環境を皆さんに広めていこうかという、そういった推進員という立場に移り変わって行きました。それで推進員が必要ないかといいますとそうではないんですけども、



その公害監視という視点を、ある一定は必要ではなくなってきたのかなというところで、今回この制度そのものは廃止させていただきます。ただ、その他で、未来の環境を守るためにですね、新たな市民さんの参画を得ながらやっていく制度というのは別にもございまして、公害防止という観点からではない別の視点で地球環境、八尾の環境を守っていこうといった取り組みは行ってございます。

委員                   これは2の（3）に書いてあることがそれってことですよ。

事務局                今ご指摘があったようにこれは密接に関係してくるところかなと思ってございます。といいますのは、この公害監視員制度というのは市民の方に公害を発生している事業所を監視していただくと。簡単に言いましたら一方通行的な規制の在り方というか内容だったと思いますが、今ご指摘いただきましたように2の（3）というところでパートナーシップですね。今回の条例改正につきましては、市であったり市民であったり事業者であったり、このへんがパートナーシップを提携することによりまして、公害であったりその未然防止を図っていこうというところですので、公害監視員制度を廃止するというのは、その辺の流れに沿ったものかなということ考えてございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

委員                   先ほどのご意見を聞いてちょっと思ひつきましたけど、公害監視員という形ではもう必要性もなくなったということで、「廃止することが望ましい」という文言になっているんですけど、一方でそういうパートナーシップとか市民による環境の推進、市も環境政策を協力して何か啓蒙していくとか、活動するとか、環境教育を実践するとか、何か積極的なそういう市民参加の方法というのは、なお今も必要があつて、かつ、この2の（3）でそういう位置づけられるというのであれば、単に廃止するのではなくてむしろその形を変えて、公害監視員制度をもっと発展させて、より積極的に市民の参加を求めるといふ、環境推進の新たな制度に組み直すとかの方が、中身はそちらの方で考えていただいて、廃止することが望ましいだけではちょっと寂しい気がします。

事務局                今の制度を廃止するというのではなくて、それをリニューアルして新しいものに作り変えていくという、その辺のメッセージを追加するという感じですか。

委員                   ここをちょっと書き足してもらえたらと思います。

事務局                ありがとうございます。

事務局                今おっしゃっていただきました新たな規定につきましては、次の説明にはなりますが、資料3の22ページの方に、環境教育とか、市民等とのパートナーシップの視点というのを入れさせていただいております。ですから答申の書き方を、廃止だけで終わるということではなくて、未来につなげていくというような書き方に変えさせていただきたいと思います。

委員                   お願いします。文案はお任せします。

事務局                一応22ページに先ほど申しましたような環境学習の視点でありますとか、市民と事業者、市のパートナーシップ的観点の部分ですね、前回ご指摘いただいた内容等を踏まえ書かせていただいております。

委員                   1つよろしいでしょうか。これまでの議論の中で出てきていないかもしれないですけど、都市生活型公害か地球環境保全、どちらかに入ると思うんですけども、ヒートアイランド対策はどちらに含まれるものなのでしょうか。

事務局                参考資料をご覧ください。2ページ目に環境の分野の図がございます。環境総合計画がありまして、体系的なものを図でお示しさせていただいているんですけども、その中でヒートアイランドは都市環境という形のくくりの中で、都市の緑とか景観とか水辺環境とかに入ってくるかと思えます。そういう中で、例えば緑化をすることでヒートアイランドの対策ができるとか、水辺環境を整備することでヒートアイランド対策になっていくと、そういった位置づけになっていると思います。

委員                   大きくは地球環境保全のくくりの中に入るのでですね。

委員                   すべてが地球環境の中に入っているんですね。

事務局                そうですね。やはり地球環境が一番大きくてですね。

委員                   ただ、ヒートアイランドは明らかに都市環境だと思います。都市に固有

の環境問題という捉え方が一般的だと思うので。

事務局            八尾市も一応都市に入るかなということもございまして、例えば協定の中で、従業員さんとか事業者さんでできることとしまして、例えば打ち水でありましたりとかもヒートアイランド対策の1つになるのかなというところもございます。そういった市民との関わりとか地域とのパートナーシップの観点からは、打ち水などをすることによって啓発もできます。実質効果がどれだけ得られるのかということもありますけれども、そういったつながりをもっていけるのかなと思っております。

事務局            例えば、先ほどの資料1の方に戻ってしまうんですけども、協定のところでですね、環境創造協定と環境保全協定というところでご説明させていただきましたが、①の環境創造協定のところでヒートアイランド現象のところを目的としたような例えば緑化の規定についても少し盛り込むであるとか、そういったことも今後検討の余地があるかと思っておりますので、考慮させていただきたいと思っております。ありがとうございます。

会長                他にご意見、ご質問等ございますでしょうか。

事務局            11番のその他の規定のところで一つ修正を、「公害監視委員制度」と書いているんですけども、「公害監視員制度」と、委員の「委」をとらせていただきます。併せてこのように修正しますことをご報告致します。

会長                はい、それでは次に進めていただきたいと思います。

事務局            (資料3に基づき説明)

会長                どうもありがとうございました。それではご意見、ご質問等ございましたらお願いします。

委員                質問がいくつかございます。それと表現で少し気になることがございましたので申し上げたいと思っております。まず、20ページの「環境の保全に関する協定」のところでございますが、本日最初に出てきました2つの協定、環境創造協定と環境保全対策協定がここに入るということでもよろしいのでしょうか。この書き振りでこれが分かるのかどうか少し気になりました。2つ目の質問ですが、22から23ページのところに「市民、事業者及び

市のパートナーシップ」というところで3つ挙げていただいています。先ほど公害監視員を廃止するだけではなくて、というお話がありました。そこをどう書いていただくかということにも関連すると思うんですが、そのあたりのことがですね、例えば市民の方の取り組みを積極的に市が応援するとか、八尾は熱心にごやられるグループがたくさんあるとお聞きしていますので、そういうところと上手にコミュニケーションを図りながら進めていくというご趣旨だと思うんですが、少し表現が一般的過ぎて、制度をただ廃止するだけではありませんという、公害監視員はなくなったけれども、市としてはそういう、市民を応援する制度を、というようなお話があったかと思うんですけれども、そのあたりがこれで分かるのかな、という風に感じました。この2点がお尋ねしたいところです。あと、気になりましたのが、22ページの一番上の、新たに規定するということで、「市が行う環境エネルギー及び省エネルギーについての政策」、という表現が少しわかりませんでしたので、この辺の表現を少し考えていただいた方がよろしいかと思いました。それから、18ページの一番上に低公害車ということで、これは要するに調達ということだと思うんです。車を買うのであればこういう車を買いましょうということですが、例えば大阪府さんは、出入りの業者さんにエコカーというのを薦めていらっしゃる。それで、八尾市さんはそういうことも考えていらっしゃるのかどうかということ、そういうことを少し入れてくださると、大きく言えばグリーン調達だと思うんですけれども、例えば公共工事を行う時の業者さんの選定に、環境に配慮するポイントを加えることがございますよね。それでこれの流れだと思うんですが、出入りの業者さんもかなりの数になると思いますので、そういうところで少し配慮を促すというようなことを書き込んでいただけたら、八尾市さんすごいなということになるかなと思いました。それから、これは教えていただきたいんですが、上から3つ目で、「空港及び航空機の規制」というところ、「八尾空港との協議」と表現を変えていらっしゃいます。でも中身は全く変わっていないんです。中身からいけば八尾空港との協議そのものなのですからけれども、他が何とかの規制とか、防止とかになっているのに、ここだけ「八尾空港との協議」というものすごく具体的、特定のになっているのが他の表現と並べるとちょっと違和感を感じましたので、変えてくださいということではないのですが、ご一考いただければと思います。以上です。まず協定のお話から、いかがでしょうか。

事務局

資料1のところでご説明させていただきましたけれども、この条例の中ではそういった既存のものも併せて大きなくくりとして書いておきまして、

その下の要綱あたりで分けさせていただくことを考えています。そして事業者さんと個別に話をしていくような形で考えています。

委員 23ページの、コミュニケーション、パートナーシップの制度の話はいかがでしょうか。先ほど公害監視員を廃止するというのはそこで終わってしまうので、続けて、ということを加えるというお話があり、このパートナーシップのところ、というご説明があったと思うのですが、それがこの表現のどこにそのあたりが入っていると読んだらよろしいのでしょうか。

委員 関連して1つ申し上げさせていただきます。八尾市に環境推進団体っていろいろありますよね。「環境アニメイティッドやお」など、ほかにもいろいろあります。そういった「環境推進団体」みたいな言葉が入らないのかなと思っていたんですけども。とにかく市と事業者と市民という3つですけれども、さっきも言っていましたように八尾市には環境組織、NPOみたいな団体がたくさんあるんです。これは意見ですけどね、そういうのがあれば分かりやすいなと思いました。

事務局 そこにつきましては、1条に「市民（団体等を含む）」、という風に書いています。そういう認識で考えていたんですけども、少し検討させていただきます。団体等を含む、と最初に入れたんですけども、それと新たな制度のところですね。

委員 条例に書くかどうか、というところは理解できるんですけども、いかにもこれだと当たり前過ぎるといいますか、当然のことが書かれているところで終わってしまっているような気がして、折角今お名前が挙がったようなさまざまな団体が活動されていますので、そういうところに対して市が積極的に一緒にやっていくということを条例の中で示していただくと八尾市さんらしさが出るのではないかなと思いました。考えていただければと思います。難しければ結構です。

事務局 個々具体的なところは難しいかと思うんですけども、例えばこういった取り組みというような例示を挙げまして、そういったパートナーシップを構築する仕組みでありますとかを規定できれば、書かせていただきたいと思います。検討させていただきます。

委員 今活動していらっしゃる方たちがすごく励みになると思いますし、今あ

る八尾市さんの環境資源だと思うんですよ。そういう活動団体があるというのは。だからそれを活かすような形の表現がもしできればということで考えていただければと思います。22ページの「環境エネルギー及び省エネルギー」についてはいかがでしょうか。

事務局 再生可能エネルギーのことを表現しています。

委員 そのような気はするんですけども、環境エネルギーというのがちょっと表現としてどうかと思うので、そのあたりを修正していただければと思います。

事務局 その辺は少し修正させていただきます。

委員 あとは、18ページのところは考えていただければと思いますので、よろしく願いいたします。ありがとうございました。

会長 他にございますでしょうか。

委員 22ページの「市民等の活動の公表」というところなんですけれども、少し前に違反している場合の公表というのがありますよね。「次の活動を公表するものとする」というのが少し、前者を読みながらこっち見ると違和感があるので、推奨するとか支援するとか、あるいはそれを広く市民に周知して、市民共通の経験とするとか、もう少し言葉を考えていただければと思います。それから、23ページの上2つにコミュニケーション、コミュニケーションとよく出てくるんですけども、コミュニケーションっていうよりは、もう少し積極的な協力協働体制というイメージの方がいいんじゃないかと思います。コミュニケーションの中身がもうひとつよくわからない。そして2つに書き分けていますよね、上が市と市民及び事業者とのコミュニケーションで、そして次は、事業者と住民とのコミュニケーションですかね、この2つを書き分けている意味もあまりよくわからない。だからパートナーシップで何をどうするのかっていうイメージがですね、この条例ではコミュニケーションだけになっているので、先ほどの環境の推進団体に対する補助とか、あるいはそれとの連携とかに積極的な活動をするとか、あるいは非常に優れた、これまでの審議会の中で、優れた取り組みをするとかプラスのエコマークじゃないけど、そういうのをしてはどうかとかあったじゃないですか。そういうのをもうちょっと何かが入るよ

うな、具体策は規則とか要綱に委ねるとしても、いろんな形の協力協働の仕方があるというのが、コミュニケーションだけでこられるよりは、私もあまりアイデアはないですけど、何か適切な言葉はないのかなと。この辺は新しい領域ですから、あまりモデルはないと思うんですけども。

委員 情報の発信と受信というかね、そういうのを具体的に書いた方が、大事ですよ。コミュニケーションもおおまかな言葉の意味は英語から来ているんでしょうけど、私もあまり英語は知りませんし、本質的にピンとこないですね。

委員 多分コミュニケーションの次ですよ。コミュニケーションするだけではなくて、それでこういう活動を進めて行き、ひいては八尾市域の環境保全を推進する、ということなので、コミュニケーションのところで止まっているのが多分、少し違和感があるのかなという気がします。「協働」とか使ったらだめでしょうか。そうすると市もみんなと一緒にやってくぞ、という動きが、方向性が見えると思うんですけど、コミュニケーションだけだと、コミュニケーションは取れているんだけどその次にというのが。

事務局 この八尾の中で、希薄化というか、住民同士の会話とか、いろんなところもありますし、住工混在による苦情もございますので、我々実務上から、まずコミュニケーションをとって、しっかりとそこから進めていきたいという思いがありましたもので、こういう書き方になったんですけども、確かにコミュニケーションをとったらどうなんだと言われると、その先が見えてこない部分もございますので、何か1つ、共同作業までいくかどうか分からないですけども、分かるような仕組みといますか、先程委員におっしゃっていただきましたような、我々も前回の審議会でも申し上げさせていただきましたような、皆が分かるような目印をもって何かそういったことが1つなせているということを表す仕組みであるとか、そういうのはちょっと考えていけたらと思っております。

委員 実際に努力している企業を応援するであるとか、この前の審議会でも言われていたじゃないですか。それと同じようなことが全体の条分の中ではあまり入ってない。

事務局 そうなんです。例えば協定のプラスアルファとして、頑張っている企業に、今まででしたら単なるプレートに協定第何々、と書かれているだけで、

これは市民さんが見られてもなかなかわからないので、パッと見て分かるのでしたら例えば子ども110番みたいな旗であったりとかですね、八尾市では掲げているんですけれどもそういった、市民さんが、こういう共通マークでこの事業者さん頑張っているんだ、みたいな目印になるような何か、ステッカーもしくはマークみたいなものを掲げることができれば、より親しみを持って地域とも接することができたりとか、そういった方向に進めるのかなとは考えておりますけれども、なかなかこれを条文で表現するのが難しくてですね。

委員 難しいですね。

委員 あまり手本がないですもんね。

事務局 この辺はご指摘のようにコミュニケーション、コミュニケーションと続いていますし、市民、事業者、と書いてみたり、事業者と地域住民、と書いてみたりと、ここは少し修正させていただきたいと思います。ただこの2段目のコミュニケーションにつきましては、我々リスクコミュニケーションというものを想定しております。1回目か2回目の審議会の時にですね、やはりその市民さんといいますのは、そのお隣の事業者さんがよくわからない。何を作って何を出してというのが分からないということがありますので、それを事業者さんの方から積極的に情報開示をしていくことによって、苦情の未然防止が図れたりとか、そういう良好な関係を築いていただきたいということで書かせていただいているというところであります。

委員 前のところで説明しなければならない、公聴会を開かなければならない、といったのがこういう形になっているという。なんかそういう、説明し、住民の理解を得なければならないというのは付加、例示するかなにかした方がいいと思います。

事務局 ちょっと具体的な例示を入れさせていただいた方がいいですかね。

委員 分かりやすいですね。今のような説明でしたら企業の社会的責務にも関わるし、地域の中で一緒に活動している場合には、住民の理解の下でやっぱり事業活動しないといけないし。

委員 前回は一言触れさせてもらったんですけれども、情報という面ですね、



ここでは事業者から住民への情報提供を中心に書かれていますけど、一般の我々市民がその会社の環境方針なり環境への取り組みを教えてほしいと言った時に、即座に市民に説明するという気持ちになるような言葉がほしいと思います。これは希望ですけれども。

委員            みんなでやっていきましょう、というのは22ページの一番下にあるんですよ。そして、次にコミュニケーションときて、だからちょっと順序が逆というか、確かに3つ目というのがなぜあったのかというのが今のリスクコミュニケーションの話でよく分かりました。だから23ページの1番上と2番目を同じように書いてあるのですけれども、2番目はそういう意味ですね。それで1番目はもう少し一般的な意味だと思うんです。そして一緒に動いていくぞっていうのが一番最初にあるんです。こういう順序でよろしいのでしょうか。そこを考えていただくのと、あと1つ気になったんですけれども、「市民、事業者及び市」と書いてありますよね。この順序で全部なっていますか。これを一回確認していただいて、書き振りを統一しないといけないと思いますのでよろしくをお願いします。

事務局            項目としてこういったことを盛り込んでいきたいということをまずは法規担当とも調整する中で、その辺の今回ご指摘いただいた内容も踏まえた中で例示も提示しつつですね、検討させていただきます。

委員            よろしくをお願いします。

委員            法規的に言えば、例えば旧公害防止条例のもとで特定工場の許可を得ていたのが、本条例のもとで許可を得ていたものとみなすとかね、そのようなことがあると思いますので、最後の経過措置になるのかとか。それは法制の方で指摘されると思います。

委員            よろしいでしょうか。2ページの事業者と地域住民というところで、「環境の保全に関する取組の状況について地域住民の理解を深めるよう努めなければならない」、とあります。こここのところを、新たに規定ということになりますから、もう少し地域住民との共生、事業所もそうですし、地域の方もみんな一緒にそこに住んでいる、そこで活動しているんだということで、共生という意味合いを含めていただけるとうれしいです。それと次の行のところ、「事業者は、従業員に対して必要な教育及び訓練を計画的に実施し」、とありますけれども、こここのところは、事業者や従業員の環境教

育というような、教育というと教える、論ずみたいな感じがあるんですけども、もう少し環境に対して考えるような教育という、そんな感じの言葉があればという気もします。それからその後、「積極的な意欲の高揚を図り」とありますけれども、このところは環境意識の向上、という意味合いの方がいいのではないかと思ったりもします。企業が環境についてレベルアップをしていくような、そういう感じはいかがでしょうか。一緒にやっていくよ、というあたり。市と市民であったり事業者と市民、地域住民であったり、こういった方向性で、みんなでいい方向に向かっていこうというような、そんな感じがでていけるんじゃないかなと思います。

委員 具体的な文言はまた、法制とも相談しながら考えていただきたいと思います。

会長 他にございませんでしょうか。

委員 答申案に述べられていることが大体、条例に実現しているということで、感心しました。

委員 1つよろしいでしょうか。4ページですけれども、「公害健康被害者の救済」というところなんですけれども、今現在の公害認定というのはいかがでしょう。ずっと以前に八尾市で公害認定、水俣病の患者よりも八尾市の喘息の方の人数が多いという記事を見たことがあるんですけども、そのあたり、八尾での公害認定の、現在の状況はどうかといったことについて、簡単に教えていただけますか。

事務局 現行条例の17条についてはですね、公害健康被害補償についての救済の条項という風に我々は考えてございます。このケースというか事案が減ってまいりますので、新しい条例の規定につきましては、一般的な考えといたしますか、規定と考えております。個別具体的な健康被害というよりは、今後新たな公害による健康被害が発生した場合には、市が積極的にそういう影響の調査を行っていきまして、被害者の保護を図るために関係行政機関と協力して必要な措置を講ずると。市も積極的にやっていくという姿勢として掲げさせていただいているということでございます。

委員 現在も救済をしていると。

事務局 新たに認定というのではないと思うのですが、認定している方への継続というのは、市の健康推進課、公害医療係の方で行ってございます。

委員 いくつか条文中に有害物質というのがありますけど、これの定義は、環境基本法か何かで定義される有害物質ということですか。また、定義のところ、どこかで書かれていますか。7ページに有害物質と出てきますが。

事務局 確認します。

委員 物質名とか量とか。

事務局 施行規則の方に入っております。

委員 そうですね。施行規則にいろいろ載っていますね。有害物質の特定施設なんかについても言及されていますね。

事務局 一般的にはですね、この有害物質というのは、各環境法令におきましても規則で定めているケースが多いかと思えます。これを条本文に載せてしまいますと、いろんな環境法令の改正により、有害物質が増えたり減ったりすることもございますので、その都度記述が必要となってまいります。そこは柔軟に対応するために、規則に載せるケースが多いかと思えます。我々はそういう風に考えております。

委員 柔軟に対応できる形になっているということですか。

事務局 そうですね。そうさせていただいています。

委員 そうですね。さらに有害物質が一覧で載せられているんです。

委員 条本文で、規則で規定するとかは書かないんですか。書いた方がいいですよ。

事務局 規則で定めるものとする、とですね。

委員 一言ね。

委員 7 ページの一番上には、「規則で定める物質を地下に浸透させてはならない」とありますよね。これが有害物質のことなのか、その下にいきなり「有害物質」と出ていますよね。だからもし規則で定める物質というのと、後の単語の有害物質が一緒なんだったら、「規則で定める有害物質を」って書いて、もうそれであとはいいかと思えますし、規則と条例の関係をつなぐものをちゃんと、これ多分法政でチェックされると思えますよ。

委員 それと、施行規則の話を出されましてね、有害物質が現在8物質書かれていますけれども、それと今審議会でやってきた内容ですね、その辺の整合性をもう一回、念のために見ておいてください。お願いします。

委員 これに関連しまして、もし書けるのであれば、絶対に入れてくれということではないんですけれども、何か科学的知見に基づくものがあれば、というのは、環境にいい、悪い、というのは結構主観的なものもありますし、安全というとそういう科学的知見とかで評価できるんですけれども、さらに安心というとうやむやになってくるので、そのいい、悪いを、有害でいうと、専門家が考えると有害、有害でない、あるいはリスクのところと、一般の方が考える、例えば放射線であればゼロリスクを求めてしまうところで、これらを併せてしまうと話がややこしくなるのかなど。何かそういうのを、ゼロリスクは当然無理なので、なんでも科学的な知見を築いてやっているんですといったものを、何か感情的にこじれを、みんなでやっていきましょう、こういうのがありますよという、活用場ではいいと思うんですけれども、何かちょっと争いごとの的になったときに、こうだあだとならないようなものにしとかなくて大丈夫かなと思います。

委員 今のご心配は、具体的に何か、それをしてはいけない、作ってはならないとか禁止につながるときは全部、定義と別表で具体的に指定されますよね、争いがないように。一般にいちいちこれが有害物質かどうかということがこの運用の中で争われるということはまずないですよ。だから逆に言うと、規則で列挙されていないもので有害なものが現れたときに果たしてこの条例で全部行けるのかというような問題はあると思います。

事務局 科学的知見につきましては、なかなか市町村レベルで例えば個別の物質に対して科学的知見をもって有害か無害かとかという判断は非常に困難です。そういう知見というのは、国の方が知見を重ねまして、有害物質に入れたりなくしたりという作業をされておりますので、我々はあくまで有害

物質についての考え方というのは、国の関係法令であったりとかその辺を念頭に置きながら考えさせていただいているということでございます。ただ、国の法律あるいは大阪府の条例で規制されているところ以外の部分です、その施設であったりとか、あるいは、例えば排水量50トンとか30トンとかがありますけれども、我々の方ではもう少し裾下げをして規制をかけていくとか、という手法をもって規制をやっていくということでございますので、はい。よろしくお願ひしたいと思ひます。

委員           あと1点、省エネルギーとかの温室効果ガス、地球環境に関するところですが、今までに議論があったかもしれませんが、例えば省資源、資源循環とか再利用といったものは、今回は入れずに温室効果ガス排出抑制と省エネルギーだけということになるのでしょうか。

委員           廃棄物の削減というのはどっかにありましたよね。

事務局           廃棄物の削減に関しては、我々の方でも廃棄物の条例を持ってございまして、そこで規定はしております。廃棄物の適正処理については、今申しました廃棄物の条例の中で規定してございますので、今回の新条例では、第8条の改正素案の横に書いているような、元々8条と申しますのが廃棄物の適正処理、「自らの責任において適正に処理」と書いているんですけれども、これは廃棄物処理法でありますとか、我々の廃棄物条例と被っているところがありますので、今回どういう風に改めているかと申しますと、廃棄物の処理に伴って公害とか、環境負荷というのが出てまいりますので、その辺を未然防止でありますとか、低減をしてくださいよ、というような規定に改めさせていただいております。

委員           廃棄物の、要は物を無駄に使って、結果として環境中にたくさん出したというのは結局温暖化につながりますし、いろいろな負荷につながるということ、まとめるとそういうことになりますので、もちろん廃棄物の抑制もありますけれど、無駄に物を使わないというところがカバーしているので、そういうのも入るのであれば入れた方がいいかと。

事務局           新しく入れる項目としては、廃棄物の再生利用というのはリサイクル、一方そもそも無駄なものを作らない、できるだけ少ない資源を大切にしていこうという、省資源という概念は文言としてなかったもので、再生可能エネルギーとか省エネルギーの部分に付加していくのもいいかなと思ひます。

委員 3 ページで循環型社会形成推進という言葉が入れられていますので、理念は復活するのかなと思いますけれども、もし入れられるのであれば。

事務局 より分かりやすくということで、検討させていただきます。

委員 すごく重要だと思いましたが、廃棄物による公害等の防止の努力義務ですよね。つまりこれは出てしまったものをどのように処分するかという話であって、再生利用もまさにそれなんです、リサイクル。それで肝心の、今国が重点的に進めようとしている2 R、リデュースとリユースに関して添えられていないということに今気づき、この条例の中で触れなくていいのだろうかと思いました。省資源もそうなのですが、多分ここに入るとですね、これはもう出てしまったものをどうするかという話になるので、先ほどおっしゃっていただいた省エネルギーとかですね。低炭素で言えば省エネだし、循環型社会で言えば省資源だと思うのですが、もう少し何か。

事務局 そこは非常に難しいところがありまして、ご指摘を頂戴しましたリデュース、リユースという観点は循環型社会というところで、どちらかといいますと我々の廃棄物条例がございまして、そちらの方に載せていくようなニュアンスかなと考えております。

委員 今ちょっと思いついたのは、都市鉱山ございますよね。小型家電を収集したりとか、東京オリンピックのメダルを作るとか。だから今ある都市の中にあるものを有効に利用していく、というような観点の記述があってもそちらと齟齬をきたさないのではないかなと思うので考えていただけたらと思います。これだと出てしまったものをどうするかということしかないというのは、ちょっと残念な気は致しました。

委員 今おっしゃっていることと同様に、ライフサイクルアセスメントといった言葉がありますよね。ゆりかごから墓場までという言葉もありまけれどもね。そういう中にさらに3 Rなどをね、2 Rを国が推進、私は3 Rすべて必要だと思いますけれども。そういう言葉か何か、ニュアンスが入れば一番いいと思います。

事務局 今おっしゃっていただいております、廃棄物に関する法律または条例等

に規定される部分と、事業者が事業活動に伴って排出するところから発生する公害というところの、分けの部分ですね、今回この公害防止条例の新条例を制定する中で、その分けをトータル的に考えられるかどうかというのは検討させていただきたいと思います。廃棄物条例を持ちながら、やはり公害防止という中で、出たものによる作用によってどれだけ生活に支障をきたすかということでございますので、地球温暖化の観点を今回盛り込んでおり、どちらかといったら廃棄物という視点よりは、先ほど委員におっしゃっていただきました事業者、市民の協力による省エネルギーとかそのあたりのところでのプラスオン部分ということで入れ込めていけたら、形としては成り立っていくのかなど。やはり地球温暖化の観点、事業者さんも市民さんも考えていかないといけないよね、というところに入れたいと思います。廃棄物のくくりにしますとやはり循環型社会の別の法でありましたりとか、別の条例等々もございますので。

委員 1点、私この春に八尾警察に赴任してきたんですけれども、屋外燃焼行為の取り扱い事案があつて、府でその取扱いが除外されている、そもそもそれはできないという話でそういう取扱いをしたら、それは違います、市条例でこういうような規定があつて、と言われ驚いた時があつたんですけれども、今回の条例改正を見ましたら、条例除外規定を規則で定めていただいているということで、この条例を道しるべとする行政機関としたら非常にありがたく思っておりますので、いい条例案を作っていただいたなど一言だけ添えさせていただきます。

事務局 今、屋外燃焼行為についてご指摘がありました。これは18ページ、現行の61条でございますけれども、この第1項の例えば第2号では、「大量に物を燃焼させることによって、周辺の生活環境を損なうと認められるような燃焼」、とありまして、じゃあどこからが大量か、少量かというのが非常に分かりにくいということもあり、我々も指導に苦慮しているところもございました。今回は、第1項のところ、基本的には物を燃やしたら駄目ですと書かせていただいております、ただし書きのところこの限りではないと、燃やしても差し支えない、としているんですが、ここは廃棄物処理法とほぼ同義にしております。とはいえですね、例えば神事ごと、とんどを燃やしているであるとか、畑で農作物を燃やしているであるとかいうのも実際には苦情になってございます。我々も現場を見まして、ちょっと周辺に配慮してくださいね、というお願いをしているのも現状でございます。そのよりどころとしまして、ここも努力規定にはなりますけれど

も、ただし書きのところであっても周辺に配慮してくださいねということを書かせていただいているということでございます。よろしく願いします。

会長 他にありますでしょうか。よろしいですか。他にご意見ございませんようですので、次に進みたいと思います。

事務局 それでは、前回に引き続き、最後に改正後の条例の名称について、これまでの検討内容や本日のご審議内容を踏まえ、改正後の条例の名称について、ご意見等何かございましたら頂戴したいと思います。

会長 何かございますでしょうか。

委員 名称がだんだん長くなっていますね。

事務局 最近の傾向で文章的なものが増えてきています。

委員 こういう凝ったものが今風かなという感じはございます。

事務局 中で話していて、創造という言葉を入れたらどうかといった話もあったんですけども。

事務局 先ほどありました、将来とか未来など、そういったところにつなげていくようなところは盛り込みたいと考えてございまして、それもありまして先ほど申しました創造でありますとか、そういった言葉を入れようかと。

公害防止という上からの規制という枠組みだけではなく、「ともに」というところが入ると、だいぶ柔らかくなりながらも、やはり事業者さんも今は社会的な貢献も含めて積極的にやっておりますので、そのあたりをうまいこと題名に、もしくはこの条例を今後も引っ張っていけるような少し大きめの名称というのをできたらと考えているんですけど。

委員 上から三番目の「豊かな生活環境の保全に関する条例」の保全を創造に変えたらいかがでしょうか。「豊かな生活環境の創造に関する条例」、大きすぎますか。

委員 保全と創造とかね。



事務局           そうですね。

委員             名称に「八尾市」、は入らなくてもいいんですか。

事務局           「八尾市」、はすべて入れさせていただこうと思っております。ただ我々が持っています別の条例になるんですけども、「マナー向上を市民とともに推進する条例」という名称を持った条例を平成21年に制定しております。ただそういった、「ともに」というのが、今回の条例は事業者の規制が大部分を占めていますので、そこは、「ともに」と使うとどうなのかなというところもあったりとか、できたら推進とか未来につながるようなところを入れ込みたい、というところはあります。

委員             今の3つ目の「八尾市豊かな生活環境の保全と創造に関する条例」は、どうですか。

委員             いいと思います。私個人としては。それで他の豊中市とか吹田市とか他にあると思うんですけども、あまりそういうところには関係なしにね、参考にされてもいいですけども、八尾独自の名前でもいいんじゃないかと。よろしくをお願いします。

事務局           じゃあそれで決定でよろしいですか。

委員             環境保全協定のところでね、創造協定というのもありますから。創るという話なので。

事務局           そうですね。保全と創造、ありがとうございます。

翁長会長         まとまったようですので、よろしいでしょうか。

それでは次に進みたいと思います。これで諮問に関する審議はこれで終了とします。その他委員の皆様から何かご発言がございましたら。

委員             はい。折角審議会でいろいろ審議をして、職員の皆さん、内部でも審議されて立派な条例になるんですけども、そうして策定した条例が、前にも申し上げましたけれども絵に描いた餅に終わらせない、実施効果を本当に発揮するということが一番大事なことから、そういう点で、条例が

できましたよ、条例のこういう点を強調したんですよ、というのを広報的にどういう風な形で考えておられるんですかね。今後の話です。まず10月に答申します。それから来年ですか、議会に上程すると聞いています。だから議会に上程した後の動きとして、やっぱり広く事業者、市民に徹底しないといけないですよ。

事務局            基本的には、今許可を取得していただいている事業者さんへの周知ですね。あとは6月、7月頃にですね、我々の方でも公害防止責任者というものを設置していただいておりますので、そのタイミングでも各事業者さんに対して、より詳しい新条例についてのご説明をさせていただきたいという風に考えております。

委員                今、私は八尾に住んでいますが、経済環境部に環境政策課というのがありますよね。商工会議所の上だったと思いますが。

事務局            産業政策課のことでしょうか。

委員                産業政策課か。そういったところとうまくタイアップされたらと思います。私のパソコンに、情報で中小企業サポートセンターから「やお産業情報ポータル」メールマガジンというのが毎週来るんです。それを見ていたらいいこと書いてあるんです。それで事業者とか市民とかは見ていますからね。そういうところに今回の条例の案のいいところを力強く示されたらどうかという、意見ですけれどもね。それと地域にとっては、コミセン、出張所ですね。市役所の行政を実際に具体化するために、市内に10か所くらいの出張所があります。そういうものをどう活用していくのか、そういうところにどう載せていくのか、その辺も考えていただいたらありがたいと思います。それで少し前に、わがまち推進計画というのを八尾市の各地区で出しているんです。今回委員をさせていただいたのでその中身を見ていましたら、目標の2に安心、安全なまちづくりということで書かれていましてね、5か年計画で。ところがその中身は青色防犯パトロールの実施と自主防災組織による防犯パトロールの実施と、そのくらいしか切り口が触れられてないんです。だから本来の住民のまちづくり、校区まちづくり協議会というのがありますから、その辺も巻き込んでね、行政的にどういう風に網を張っていくのか、そういうところも配慮していただけたらと思っています。それから、副会長の方からもありましたけれども、やはり中小企業の多い八尾市ですから、コンプライアンス、これを遵守して社

会的な責任、それから社会貢献ということを各市民と企業とやっていかな  
いと駄目なわけです。そういうことでは京都、神戸なんかでは、環境教育  
に力を入れていない事業者に関しては、先ほどありましたけど入札に参加  
できない。そういう仕組みづくりを将来的にね、設けるようにしていただ  
ければもう一ついいんじゃないかなと。そしてその中でさっき奨励賞とか  
サポート体制をきちっとするというようなことをおっしゃっていましたの  
で、あるいは環境のポイントという話も出ておりましたので、その辺を総  
合的にどういう風にやっていくのか、今回は公害防止条例の話だけだった  
んですけれども、環境行政全体として、もう一度市民とか事業者に広報し  
て、どのように意識付けをしていくかということを考えていただければと  
思います。

会長                    その他ご発言ございますでしょうか。よろしいですか。それでは事務局  
の方から何かその他に関してありますか。

事務局                本日、第6回審議会を開催いただきまして、当初市長の方から諮問いた  
だき、お願いいたしました内容に対する答申につきましては、一定の区切  
りをつけていただきました。冒頭確認させていただきましたように、一部  
の文言修正でありましたり、最終的には原案をしっかりと整理させていた  
だいて、また委員から指摘を頂いている部分につきましては、一部追加を  
させていただくところは早急に手直しをさせていただきます。また、会長  
にはご足労をおかけいたしますが、10月5日に田中市長の方に答申をい  
ただくというスケジュールを組ませていただいております。よろしくお願  
いいたします。以降のスケジュールといたしまして、資料3の条例の改  
正案につきましては、種々内容のご指摘もいただいております。またこち  
らのほうでも、本日いただきました内容を基に、法制部署とも調整しなが  
ら整えさせていただきますが、その内容については、改めて個々にご確認  
をいただくか、または改めてお集まりをいただくかというところは、また  
会長とご相談をさせていただきたいと思います。内容的にはたくさんご指  
摘いただきましたので、またいろんな検討を加えていきたいと思います。  
一方で、条例改正に向けてのスケジュールでいきますと、八尾市には市民  
意見提出制度、パブリックコメントの制度がございます。11月中ほどか  
ら約一か月、まず今日お示しを、区切り付けさせていただいた答申の今少  
し具体的なものを、条例の条文というレベルではありませんけれども、も  
う少し具体的なものを市民の方に見ていただきまして、市民の方からもご  
意見を頂戴するというパブリックコメント、意見提出制度がございます。

これを12月の中旬にかけて行い、その後年内においては、3月に市議会の定例会がございます。この3月の定例会にこの条例の改正に向けた予定を示していきたい。そして年明けには条文をどのようなものにしていくかということ具体的を示していかなければならない。そして3月になりましたら議会において審議いただくという形になってまいります。あと、答申の附帯意見にも述べさせていただいている生活紛争の条例の件につきましても追ってまた内容についてご検討頂く機会があるやもしれません。この3月に今回のこの改正についてお願いしておりますが、委員の任期は2年ということをお願いしております中で、また今後もそういったところでご意見をいただく場面があるかと思いますが、その時はまたよろしく願いいたします。本日、一定その答申につきまして、ひとつ区切りをつけていただいたということにつきましてはここに感謝を申し上げます。最後に、経済環境部長の方からご挨拶をさせていただきたいと思っております。

事務局

本日は長時間どうもありがとうございました。この審議会、この3月の終わりからですね、本日で6回目ということで、ほぼ一か月に一回くらいで開催をいただきまして、非常に短期間でハードな審議会非常に皆様方にもご苦勞をおかけしたということで本当に感謝しております。おかげさまで、課題はまだまだありますけども、なんとか改正に向けてスタートが切れたのかなということで考えておりまして、今後も環境問題、さまざまな問題がございます。そういう意味では、委員皆様のご意見お知恵をお借りする、お借りしなければならぬケースも多々出てくると考えておりますので、今後ともよろしく願い申し上げます。本当に今回は長時間、長期間、どうもありがとうございました。

会長

長時間にわたり活発な議論、本当にありがとうございました。

### 3 閉会

会長

それでは、本日の審議会はこれを持ちまして「閉会」と致します。